

高松市医療的ケア運営協議会設置要綱

高松市医療的ケア運営協議会設置要領の全部を改正する。

(名称及び目的)

第1条 高松市医療的ケア支援事業に係る医療的ケアの実施に当たり、医療的ケア児の受入れに関する方針、ガイドラインの作成、改正等、医療的ケアの実施に関する全般について指導や助言を行い、各施設及び学校における総括的な支援体制を整備するため、高松市医療的ケア運営協議会（以下「運営協議会」）を設置する。

(協議事項)

第2条 運営協議会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 高松市医療的ケア児ガイドラインの作成、改正に関すること。
- (2) 医療的ケア児の受入れに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運営協議会の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条 運営協議会は、市長又は高松市教育委員会教育長が委嘱する委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げるものとし、5名以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 医師
- (3) 看護師
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長又は高松市教育委員会教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 運営協議会に会長を置く。

2 会長は、医師の職にある者をもって充てる。

3 医師の職にあるものが2名以上の場合は、会長は、委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 運営協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、部会員をもって組織し、部会長及び部会員は、運営協議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する当該部会の部会員が、その職務を代理する。

5 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、部会長は、会議の議長となる。

(守秘義務)

第8条 運営協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 運営協議会の庶務は、教育局高松市総合教育センター並びに健康福祉局こども保育教育課及び健康福祉局子育て支援課が合同で設置した事務局において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の高松市医療的ケア運営協議会設置要領の規定による会長若しくは委員又は部会長若しくは部会員である者は、この要綱の施行の日に、改正後の高松市医療的ケア運営協議会設置要綱の規定による会長又は委員にそれぞれ選任され又は互選されたとみなし、その委員の任期は、改正後の高松市医療的ケア運営協議会設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、改正前の高松市医療的ケア運営協議会設置要領の規定による委員の任期が満了する日までとする。